

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 西村 隆一 様 様 あて名 〒170-0013 日本国東京都豊島区東池袋三丁目11番8号 サンライズ小林ビル5階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 11.12.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 HF-743-PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/034162	国際出願日 (日.月.年) 14.09.2018	優先日 (日.月.年) 29.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A23P30/00(2016.01)i, A23P20/20(2016.01)i, B29C64/393(2017.01)i, B33Y30/00(2015.01)i, B33Y50/02(2015.01)i, G06T19/00(2011.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 本田技研工業株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 12.11.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 岩瀬 昌治 電話番号 03-3581-1101 内線 3337	
		3L	9246

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献 1: JP 2017-76295 A (富士フイルム株式会社) 2017. 04. 20, [0001], [0035]-[0119], 図 1-11 & US 2017/0109934 A1, [0003], [0048]-[0131], 図 1-11

文献 2: JP 2016-131507 A (株式会社リコー) 2016. 07. 25, [0001], [0012]-[0052], 図 1-6 (ファミリーなし)

文献 3: JP 2014-211748 A (ソニー株式会社) 2014. 11. 13, [0013]-[0154], 図 1-13 & US 2014/0315161 A1, [0039]-[0211], 図 1-13 & CN 104113683 A

文献 4: JP 2008-532107 A (インタッチ・テクノロジーズ・インコーポレーテッド) 2008. 08. 14, [0006]-[0029], 図 1-4 & US 2006/0161303 A1, [0013]-[0035], 図 1-4 & WO 2006/078611 A2 & CN 101151614 A

文献 5: JP 2010-517875 A (ネステク ソシエテ アノニム) 2010. 05. 27, [0020]-[0072], 図 1-20 & US 2010/0100241 A1, [0056]-[0091], 図 1-20 & WO 2008/087171 A1 & EP 1946684 A1 & CA 2672321 A1 & CN 101594809 A

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 3 より進歩性を有しない。物品の形状データを出力するデータ出力部と、データ出力部から出力された形状データに基づいて物品を積層して物品に対応する形状を有する造形物品を製造する三次元造形装置と、ユーザに装着されるとともに、現実空間に合致した三次元画像を表示する表示部を有するユーザ機器と、表示部を制御する表示制御部と、を備える物品提供システムの技術は、文献 1 に記載されている。ここで、請求項 1 に係る発明と、文献 1 に記載された技術を対比すると、(1) 請求項 1 に係る発明では、食品の形状データと色データと味データとを出力するデータ出力部と、データ出力部から出力された形状データと味データとに基づいて食材を積層して食品に対応する形状と味とを有する造形食品を製造するのに対し、文献 1 に記載された技術では、物品食品の形状データを出力するデータ出力部と、データ出力部から出力された形状データに基づいて物品を積層して物品に対応する形状を有する造形物品を製造する点、(2) 請求項 1 に係る発明では、三次元造形装置により製造された造形食品の三次元画像が食品と同一色で表示されるようにデータ出力部から出力された色データに基づいて表示部を制御するのに対し、文献 1 に記載された技術では、表示部を制御する点、で相違する。 < 補充欄へ続く >

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

しかしながら、食品の形状データと色データと味データとを出力するデータ出力部と、データ出力部から出力された形状データと味データとに基づいて食材を積層して食品に対応する形状と味とを有する造形食品を製造する三次元造形装置の技術は、文献2に記載されている。さらに、ユーザに装着されるとともに、現実空間に合致した三次元（立体）画像を表示する表示部を有するユーザ機器（HMD 1）と、食品の三次元画像が食品と同一色で表示されるようにデータ出力部から出力された色データに基づいて表示部を制御する表示制御部（表示制御部17）とを備える表示技術は、文献3に記載されている。そして、文献1に記載されたデータに基づき積層物品を製造する技術として、文献2に記載された積層物品である積層食品を製造する技術を採用し、文献1に記載された表示部の制御技術として、文献3に記載された表示部の技術を採用し、請求項1に係る発明の構成とする点に、格別な困難性はない。

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4より進歩性を有しない。無線通信を介したユーザからの指令に応じて動作し、撮影部を有する移動可能なロボットを備え、表示制御部は、さらに撮影部により撮影された画像が表示されるように表示部を制御する技術は、文献4に記載されている。そして、文献1に記載されたデータに基づき積層物品を製造する技術として、文献2に記載された技術を採用し、文献1に記載された表示部の制御技術として、文献3に記載された技術を採用し、文献1に記載された撮影部の技術として、文献4に記載された技術を採用し、請求項2に係る発明の構成とする点に、格別な困難性はない。

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-5より進歩性を有しない。複数の食品の形状データと色データと味データとを含む食品データが記憶された記憶部については、文献2に記載されている。そして、ロボットを介して食品が注文される技術は、文献5に記載されている。さらに、食品に対応した形状データと色データと味データとを記憶部から抽出して出力する技術は、文献2に記載されている。よって、請求項3に係る発明は、文献1-5に記載された技術に基づき、当業者が容易に想到し得たものである。

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4より進歩性を有しない。複数の食品の形状データと色データと味データとを含む食品データが記憶された記憶部を備え、データ出力部は、撮影部により撮影された食品の形状データと色データとを出力するとともに、この食品に対応する味データを記憶部から抽出して出力する技術は、文献2に記載されている。よって、請求項4に係る発明は、文献1-4に記載された技術に基づき、当業者が容易に想到し得たものである。

< 補充欄へ続く >

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3より進歩性を有しない。物品の形状データを出力し、出力された形状データに基づいて部材を積層して物品に対応する形状を有する造形物品を製造し、ユーザに装着されたユーザ機器の表示部に、製造された造形物品の画像が表示されるように、出力されたデータに基づいて表示部を制御する技術は、文献1に記載されている。ここで、請求項5に係る発明と、文献1に記載された技術を対比すると、(1) 請求項5に係る発明では、食品の形状データと色データと味データとを出力し、出力された形状データと味データとに基づいて食材を積層して食品に対応する形状と味とを有する造形食品を製造するのに対し、文献1に記載された技術では、物品の形状データを出力し、出力された形状データに基づいて部材を積層して物品に対応する形状を有する造形物品を製造する点、(2) 請求項5に係る発明では、ユーザに装着されたユーザ機器の表示部に、製造された造形食品の現実空間に合致した三次元画像が食品と同一色で表示されるように、出力された色データに基づいて表示部を制御するのに対し、文献1に記載された技術では、ユーザに装着されたユーザ機器の表示部に、製造された造形物品の画像が表示されるように、出力されたデータに基づいて表示部を制御する点で相違する。しかしながら、食品の形状データと色データと味データとを出力し、出力された形状データと味データとに基づいて食材を積層して食品に対応する形状と味とを有する造形食品を製造する技術は、文献2に記載されている。さらに、製造された造形食品の現実空間に合致した三次元画像が食品と同一色で表示されるように、出力された色データに基づいて表示部を制御する技術は、文献3に記載されている。そして、文献1に記載されたデータに基づき積層物品を製造する技術として、文献2に記載された技術を採用し、文献1に記載された表示部の制御技術として、文献3に記載された技術を採用し、請求項5に係る発明の構成とする点に、格別な困難性はない。

<補充欄へ続く>

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3より進歩性を有しない。ユーザ機器及びロボット（第1入力装置30、医用画像診断装置34など）から送信されたデータを受信する信号入力部と、信号入力部を介して受信したデータに基づき物品の形状データを特定し出力するデータ出力部と、データ出力部から出力された形状データを外部の三次元造形装置（3Dプリンタ14）に出力するプリンタ制御部とを備える物品提供システム用管理装置の技術は、文献1に記載されている。ここで、請求項6に係る発明と、文献1に記載された技術を対比すると、（1）請求項6に係る発明では、信号入力部を介して受信したデータに基づき食品の形状データと色データと味データとを特定し出力するデータ出力部と、データ出力部から出力された形状データと味データとを外部の三次元造形装置に出力するのに対し、文献1に記載された技術では、信号入力部を介して受信したデータに基づき物品の形状データを特定し出力するデータ出力部と、データ出力部から出力された形状データを外部の三次元造形装置に出力する点、（2）請求項6に係る発明では、三次元造形装置により製造される造形食品の三次元画像が食品と同一色で表示されるようにデータ出力部から出力された色データを外部のユーザ機器に出力するユーザ機器制御部を備えるのに対し、文献1に記載された技術では、このことが明記されていない点、で相違する。しかしながら、信号入力部を介して受信したデータに基づき食品の形状データと色データと味データとを特定し出力するデータ出力部と、データ出力部から出力された形状データと味データとを三次元造形装置（三次元成形食品製造装置10）に出力する技術は、文献1に記載されている。さらに、食品の三次元画像が食品と同一色で表示されるようにデータ出力部から出力された色データをユーザ機器（HMD1）に出力するユーザ機器制御部を備える技術は、文献2に記載されている。そして、文献1に記載されたデータに基づき積層物品を製造する技術として、文献2に記載された技術を採用し、文献1に記載された表示部の制御技術として、文献3に記載された技術を採用し、請求項6に係る発明の構成とする点に、格別な困難性はない。